

障害児通学支援事業の利用に関する運用見直しについて

福祉事務所 障害支援課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、平成24年10月から、1人での通学が困難な障害児が、小学校、中学校、高等学校、支援学校等に在籍し、保護者等が就労や病気などの理由により通学に付き添えない場合に、通学ガイドヘルパーを派遣して通学を支援する障害児通学支援事業を実施しております。

この度、一時的な傷病等を理由とする短期的な利用や妊娠・出産期に関する市民ニーズに対応し、障害のある児童や生徒の通学保障の充実を図るため、サービス利用に関する運用の見直しを実施するものです。

2. 見直しの内容

(1) 一時的な傷病等を理由とするケースへの対応について

現行、対象者を「適切な通学の支援を受けることができない状況が1月以上継続する障害者等」として、一時的な傷病等を理由としたケースについては支援の対象外としていましたが、「状況が継続する障害者等」と規定を見直し、保護者の一時的な傷病等により通学の支援を受けることができない期間が1か月未満の障害児についても対応を図ります。また、妊婦の方についても妊娠悪阻や切迫流産などで診断書の提出が可能な場合については、傷病と同様に診断書をもって要件の判断を行います。状態が継続する場合は診断書の追加提出により期間を変更します。

(2) 妊産婦（出産前後）について

妊娠により通学に付き添えない場合について、「その他やむを得ない理由」として、母子健康手帳により要件の判断を行います。

期間は出産予定日の8週前に当たる日を始期、出産予定日の8週間後に当たる日の属する月の末日を終期として支給を決定します。出産が予定日より遅れた場合については、必要に応じて期間を変更します。

(3) 支給決定の取り扱いについて

一時的な傷病等を理由とするケースなどで、速やかに障害児の通学を保障する必要がある場合については、これまで、相談支援センターに委託していた聞き取り調査（アセスメント）について、市ケースワーカーによるアセスメント、学校長の書面による意見書等により支給を決定することで、支給決定に要する時間の短縮を図ります。

3. 実施時期等

令和5年（2023年）4月

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



5. 関係法令・条例等

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・ 枚方市障害児通学支援実施要綱

6. 事業費及びコスト

【令和5年度当初予算に計上】

《事業費》 11,213千円 運用見直しに係る費用増 468千円

《内訳》

利用人数見込み 短期利用 10名×20時間×1,800円 = 360千円

出産関係 1名×60時間×1,800円 = 108千円

7. その他

本事業の運用見直しに伴い、事業要綱について改定を行います。

また、市ホームページへの掲載のほか、相談支援センター、本事業を委託する事業者へ周知を図るほか、市内小中学校、支援学校を通じて保護者等への周知を図ってまいります。